

令和6年第7回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和6年7月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第7回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員19名】

20番 井手 信一	21番 内田 光徳	22番 永露 繁
23番 篠原 新一	24番 櫻木 朝喜	25番 和佐野やゑみ
26番 井手 峯勝	27番 日野 裕子	28番 手嶋 富興
29番 水城 正則	30番 星野 隆治	31番 満生 直樹
32番 大隅 高博	33番 柳 幹弘	34番 平田 美津子
35番 高良 悟	36番 重光 清士	37番 上野 智実
38番 鬼塚 清明		

(※20番・30番・32番・36番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・ 報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・ 報告第 2号 農地改良届出について

- ・ 議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・ 議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・ 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・ 議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・ 議案第 8号 非農地判断について
- ・ 議案第 9号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について
- ・ 議案第10号 朝倉市農地利用最適化推進委員の承認について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口博幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	日野清宝
事務吏員	渡辺晃
事務吏員	川波貴敬
事務吏員	岩切範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課	農地管理係長	金子明
	農地管理係	森田誠市
	農地管理係	井手英覚

(開会 14:00)

8. 議 事

議長 ただ今より、令和6年第7回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）19名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に18番林委員、1番徳田委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （川波）議案朗読をもって説明

7ページまで36件ございます。以上、報告いたします。

議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から36番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

8ページをお開きください。報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1号について、担当委員の説明を求めます。18番
林委員。

18番挙手

議長 18番林委員。

18番 （林委員）この場所は、もともと市道より80cm程低い場所です。隣に水路がありまして

大雨時はその水路から越水して、水に浸かる水田でありました。当該地を畑にしたいということで、現地を確認したところ、だいたい市道の高さにしてありましたが、現在表土が入っていない状態で、未完成の状態でした。もう少しで完了する状態でした。説明は以上です。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

20番 (井手委員) ありません。

議長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、報告番号1番を終わります。以上で報告第2号を終わります。

9ページをお開き下さい。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 (森田) 挙手

議長 農業振興課。

農業振興課 (森田) 詳細について説明

9ページ下の方をお願い致します。利用権設定届出件数は52件となっています。今回の設定面積は、133,044.69㎡、設定筆数は97となります。

10ページをお開き下さい。新規の設定面積が若干の増となっております。次の11ページをお開き下さい。これが、利用権設定期間別の明細表です。設定面積の約半数が5年間が一番多く、その他は1年から10年間の設定がされている状況となっています。説明は以上です。

議長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

12ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明

審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の2番森部委員、34番平田委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号2番についてあっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号2番について、担当地区委員の2番森部委員、34番平田委員を指名致します。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 3 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 3 番について、担当地区委員 2 番森部委員、3 4 番平田委員を指名致します。

事務局 次に、審議番号 4 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 4 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 4 番について、担当地区委員 1 0 番長野委員、3 6 番重光委員を指名致します。

事務局 次に、審議番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号 5 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 5 番について、担当地区委員 1 6 番畑委員、2 7 番日野委員を指名致します。

審議番号 1 番から 5 番を一括とし質問や意見はありませんか。

3 7 番挙手

議 長 3 7 番上野委員。

3 7 番 (上野委員) 書類には、現委員の名前になっている。改選で任期が来るので、新委員の名前でいいのではないですか。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 委員さんが替わるので、直接新委員に「書類」を手渡ししたいと思っています。現農業委員さんに渡して引継ぎしてもらおうと思っていましたが、皆さんお忙しいので、新農業委員さんに配付しようと考えております。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番から 5 番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 2 号は可決致しました。

1 4 ページをお開き下さい。次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 朗読をもって説明

1 7 ページまで 1 3 件ございます。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。

1 番徳田委員。

1 番挙手

議 長 1 番徳田委員。

1 番 (徳田委員) 審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由としまして、譲受人は規模拡大。譲渡人は、離農ということです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は許可といたします。

次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。9 番窪山委員。

9 番挙手

議 長 9 番窪山委員。

9 番 (窪山委員) 審議番号 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由としまして、譲受人は新規就農(自家栽培)。譲渡人は相手方からの要望です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員から補足説明はございませんか。

3 2 番 (大隅委員) ありません。

議 長 審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は許可といたします。

次に、審議番号 3 番について、担当委員の説明を求めます。6 番小島委員。

6 番挙手

議 長 6 番武井委員。

6 番 (小島委員) 審議番号 3 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。譲受人は、譲渡人に対して叔父さんにあたるそうです。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望。譲渡人は耕作を継続することが困難なためです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

2 5 番 (和佐野委員) ありません。

議 長 審議番号 3 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は許可といたします。

次に、審議番号 4 番について、担当委員の説明を求めます。7 番椿委員。

7 番挙手

議 長 7 番椿委員。

7 番 (椿委員) 審議番号 4 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人と譲渡人は、従兄弟ということです。権利移転の理由としまして譲受人は相手方の要望です。譲渡人は相続したが遠方在住で管理ができないためです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

3 0 番 (星野委員) ありません。

議 長 審議番号 4 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
 次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。
 7番挙手
 議 長 7番椿委員。
 7番 (椿委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としましては、譲受人はこれまで自身の法人で借り耕作をしていた農地を個人で取得するため。譲渡人は相手方の要望ということです。譲受人はこの土地で牧草をつくって、販売していくそうです。それから、新規就農ということで、7月8日に三役、担当委員、事務局にて新就農面談を行いました。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
 次に、審議番号6番について担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。
 13番挙手
 議 長 13番中嶋委員。
 13番 (中嶋委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして譲受人は隣接する住宅と併せて購入し耕作するものです。農地法第3条第2項は非該当です。譲渡人は遠方に住んでおり耕作できないためです。6月7日に、三役、事務局で新規就農面談をしました。譲受人の息子さんが隣接する宅地を数か月前に購入しています。譲受人の息子さんがリフォームをして、住所を移すそうです。面談は譲受人としました。ご審議方よろしくお願ひします。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。
 議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
 9番挙手
 議 長 9番窪山委員。
 9番 (窪山委員) これは、譲受人がこの住宅に住まれるということですか。
 13番 (中嶋委員) そのとおりです。
 議 長 他に質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
 次に、審議番号7番について担当委員の説明を求めます。13番末石委員。
 13番挙手
 議 長 13番末石委員。
 13番 (中嶋委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして、譲受人は規模拡大です。譲渡人は相続したが農業をしていないためです。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
 29番 (水城委員) ありません。
 議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
 審議番号8番は、私が担当委員になっていますので、議長を林副会長と交代致します。
 副会長 議長を交代しました。次に、審議番号8番について、担当の説明を求めます。
 19番樋口委員。
 19番挙手
 副会長 19番樋口委員。
 19番 (樋口委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大です。譲渡人は労力不足による規模縮小です。これは、荷原字帝釈寺となっていますが、梨団地のことです。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。
 副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
 23番 (篠原委員) ありません。
 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 副会長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 副会長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。議長を樋口会長と交代致します。
 議長 議長を交代しました。次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。
 11番鳥巢委員。
 11番挙手
 議長 11番鳥巢委員。
 11番 (鳥巢委員) 審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望です。譲渡人は高齢のため黒川を去り、処分し離農ということです。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。
 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
 28番 (手嶋委員) ありません。
 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 議長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
 議長 次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。15番永井委員。
 15番挙手
 議長 15番永井委員。
 15番 (永井委員) 審議番号10番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大です。譲渡人は規模縮小ということです。農地が概ね2500㎡ほどあって、後の5条申請で出てきますが、その内1500㎡は●●●●●●●●●●組合が購入するようになっています。その残

りの土地１０００㎡を譲受人が購入することになっています。譲受人は、●●●●●●●●組合の理事をしているそうです。農地法第３条第２項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号１０番について、質問や意見はありませんか。
１２番挙手

議 長 １２番田中委員。

１２番 （田中委員）●●●●●●●●組合の駐車場ということで、以前に申請があっていたと思いますが、申請の土地の中の９９９㎡を譲受人が購入されて、農地にするということですか。

１５番 （永井委員）概ね１５００㎡分を●●●●●●●●組合の駐車場と作業場にするということで、概ね１０００㎡を譲受人が買うということです。

１２番 （田中委員）ありがとうございます。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号１０番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号１０番は許可といたします。

議 長 次に、審議番号１１番について、担当委員の説明を求めます。８番吉松委員。

８番挙手

議 長 ８番吉松委員。

８番 （吉松委員）審議番号１１番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲受人と譲渡人は、親戚関係です。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望です。譲渡人は離農ということです。農地法第３条第２項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号１１番について、質問や意見はありませんか。

１２番挙手

議 長 １２番田中委員。

１２番 （田中委員）面積が８，１５４㎡あり、面積が広いと思われますが、果樹園ですか。

８番 （吉松委員）柿畑です。譲渡人は農業経験がないようです。親戚関係にある譲受人に贈与となっています。山間部の農地であり農地が崩壊している部分もあり、これから譲受人が、修繕をしていくものと思われます。

１２番 （田中委員）ありがとうございます。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号１１番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号１１番は許可といたします。

議 長 次に、審議番号１２番について、担当委員の説明を求めます。１０番長野委員。

１０番挙手

議 長 １０番永井委員。

１０番 （長野委員）審議番号１２番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。譲渡人は、農業をやっていないということで、譲渡人は、隣に農地を所有しており、譲受人が譲渡人に耕作をして欲しいとお願いしたものです。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望です。譲渡人は離農ということです。農地法第３条第２項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。

議 長 なければ、審議番号１２番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 審議番号１２番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号１２番は許可といたします。

議 長 次に、審議番号１３番について、担当委員の説明を求めます。２番森部委員。
２番挙手

議 長 ２番森部委員。
２番 （森部委員）審議番号１３番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲渡人は規模縮小です。譲受人は規模拡大です。譲受人は、国籍がパキスタン人で、日本の永住許可を持っています。平成２８年頃からこの土地にハウスを建ててミズナを栽培しています。今回譲渡人は、農業ができないから売買が整って今回の申請になっています。農地法第３条第２項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足はございませんか。
３４番 （平田委員）ありません。

議 長 なければ、審議番号１３番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 審議番号１３番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号１３番は許可といたします。
ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
１４時４５分まで休憩します。

１４時３２分休憩
１５時１９分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。１８ページをお開きください。次に、議案第４号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明
続けて、議案の説明を致します。審議番号１番について説明します。変更前、変更後の申請人、申請土地の状況は記載のとおりです。転用目的は農業用倉庫です。
変更の理由等についてです。申請人は令和５年７月に農業用倉庫で許可を得ておりましたが、格納する農業用機械が増えたため、当初予定していた農業用倉庫より規模の大きな倉庫が必要となったためとなっております。今回、規模の大きな倉庫を建築するあたり、必要となった農地部分を転用面積に加えて、計画変更申請をするものです。なお、議案第６号の１と関連とありますが、新たに必要となった農地の転用申請の部分となります。説明は以上です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号１番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
なければ、審議番号１番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号１番は承認といたします。

議 長 審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明
続けて、議案の説明を致します。審議番号2番について説明します。変更前、変更後の申請人、申請土地の状況は記載のとおりです。転用目的は自己用住宅となります。変更の理由等についてです。変更前の申請人は令和5年8月に共同住宅で許可を得ておりましたが、南側隣接地の共同住宅を建てた建設会社が、許可を得ておりました。しかし、南側隣接地の共同住宅と同じ共同住宅を、許可地に建てる計画であったため、開発行為にあたり建築許可がないという事態が発生しました。これにより、共同住宅の建築が困難となっていたところ、変更後の申請人が事業承継し、転用目的を自己用住宅に変更して申請することとなりました。なお、議案第6号の7と関連とありますが、変更後の申請人の自己用住宅を転用目的とした申請の部分となっております。説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

議 長 19ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明
1件ございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
14番挙手

議 長 14番坂田委員。
14番 (坂田委員) 審議番号1番を説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的及び理由としましては、目的は、貸露天資材置き場。理由は、露天資材置き場を整備し、子が代表を務める会社に貸すものです。参考事項としましては、一体開発する雑種地31㎡、借受事業者、株式会社●●●●、既存敷地は、15,237㎡です。農地法の運用については、10ha以上の一団の農地に該当します。農地の区分は第1種農地です。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
35番 (高良委員) ありません。

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

議 長 聞きますが、高速道路を挟んで敷地拡張できるんですか。お尋ねします。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (川波) 事前に県の転用担当部局に確認をしました。高速道路の高架下を東西に挟んで、対角となる立地条件となるんですが、現在申請している農地の形状を含めまして、申請農地が繋がる旨回答がありましたので、この申請となります。以上です。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。

議 長 20 ページをお開き下さい。

次に、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とし事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

22 ページまで 12 件ございます。ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。17 番手嶋委員。

17 番挙手

議 長 17 番手嶋委員。

17 番 (手嶋委員) 審議番号 1 番を説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、農業用倉庫です。転用の理由は、当初計画していた農業用倉庫を拡大し建築するためです。参考事項としては、既存転用許可農地 332㎡、農業用倉庫 1 棟 134.49㎡。農地法の運用としましては、その他の農地に該当致します。ご審議方よろしく願ひ致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認いたします。

次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。1 番徳田委員。

1 番挙手

議 長 1 番徳田委員。

1 番 (徳田委員) 審議番号 2 番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、露天駐車場、家庭菜園及び露天資材置場。転用の理由は、隣接住宅を購入するため駐車場と家庭菜園を整備し、併せて新規開業のため露天資材置場を整備するものです。参考事項ですが、駐車場 6 台(自家用 3 台、来客用 3 台)、家庭菜園 204㎡、露天資材置場が 479㎡となっています。ここは、畑というより手前の方は砂利が敷いております。何の会社かを確認しましたが、何かわかりませんという説明でした。資材置き場も何が置かれるかわかりません。道も結構狭いです。大きい車両は入らない状況です。説明をされる方もはっきりかわからないとのことでした。農地法の運用につきましては、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしく願ひ致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。

議 長 事務局に尋ねます。この案件はどうですか。内容確認をしていますか。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 徳田委員同じ回答でありました。内容を示して欲しいということで、話をしておりましたが、回答がまだ来ていない状態です。

議 長 議案審議を来月に廻しましょうか。
6 番 挙手

議 長 6 番小島委員。
6 番 (小島委員) 譲受人は、那珂川市ということで、少し遠いですね。
議 長 那珂川市から農地に隣接する住宅に引っ越してくるんですね。何のための露天資材置場に
するのかわからない。

事務局 (渡辺) 申請書受付時に、この申請人のご主人が事業主ということで話を聞いております。
6 番 計画書も出してもらっていますか。
事務局 計画書の中では、資材の木材を 1 トン程度置くようになっています。詳しい内容を示すよう
に申請人に言っています。

議 長 議案書に「併せて新規開業のため露天資材置き場」と書いているが、何を開業するのか目的
がわからない。こういう事案はどう処理すればいいですか。内容がはっきりしないと審議で
きないのではないですか。

1 番 (徳田委員) 私も、ちょっとおかしいと言ったんですが、議案書に載っている。農業委員会
事務局からも何の目的で、何を開業するかもわからないと言われましたと持って来られた人
が言っておりました。今月議案として載らないなと思っていましたが、載っていました。

議 長 不動産屋が入っているのですか。
1 番 (徳田委員) 不動産屋さんと行政書士、また聞きまた聞きで、間に何人か入っています。
1 2 番 (田中委員) 譲受人から直接話を聞かないと今回は解決しないのではないですか。問題が解
決しない限り、許可は出せないのではないですか。

事務局 (渡辺) 昨日、県の方からも転用の指示事項が来ていて、「事業の詳細な計画を出してくだ
さい」と言う指示でありました。それが出ない限り県の許可はおりにないと思われます。

議 長 これは、不許可でいきましょうか。保留でいいのかな。また、提出してください。不許可で
いきますか。

議 長 他に質問や意見はありませんか。
議 長 なければ、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長 賛成者なし、審議番号 2 番については、不承認といたします。新たに、計画書を出し直して
欲しい。
次に、審議番号 3 番について担当委員の説明を求めます。9 番窪山委員。
9 番 挙手

議 長 9 番窪山委員。
9 番 (窪山委員) 審議番号 3 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記
載のとおりです。転用の目的は住宅進入路。転用の理由は、現在利用している住宅進入路の
一部が第三者所有であるため、進入路を確保するものです。契約は売買です。農地法の運用
について、10ha 以上の一団の農地（敷地拡張）に該当します。ご審議方よろしくお願い
致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
3 2 番 (大隅委員) ありません。
議 長 審議番号 3 番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 3 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号 3 番は承認といたします。
次に、審議番号 4 番について担当委員の説明を求めます。9 番窪山委員。
9 番 挙手

- 議 長 9 番窪山委員。
- 9 番 (窪山委員) 審議番号 4 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。転用の目的は共同住宅です。転用の理由は、申請地周辺は住環境がよいことから、共同住宅を建築するものです。契約は売買です。参考事項として、共同住宅 1 棟 4 戸、共同住宅 1 棟 8 戸です。農地法の運用については、住宅化が見込まれる区域内の農地に該当します。下水は、下水道に接続します。雨水は、水路に接続します。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 3 2 番 (大隅委員) ありません。
- 議 長 審議番号 4 番について質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 4 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 4 番は承認いたします。
- 次に、審議番号 5 番について担当委員の説明を求めます。9 番窪山委員。
- 9 番挙手
- 議 長 9 番窪山委員。
- 9 番 (窪山委員) 審議番号 5 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。転用の目的は宅地分譲（5 区画）です。転用の理由は、申請地周辺は住環境がよいことから、宅地を造成し収入を得るものです。契約は売買です。参考事項として、第一種低層住居専用地域です。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当します。下水は、下水道に接続します。雨水は、水路に接続します。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 3 2 番 (大隅委員) ありません。
- 議 長 審議番号 5 番について質問や意見はありませんか。
- 1 2 番挙手
- 議 長 1 2 番田中委員。
- 1 2 番 (田中委員) 第一種低層住居専用地域とは、2 階建とか 3 階建ということですか。
- 事務局挙手
- 議 長 事務局。
- 事務局 (渡辺) 第一種低層住居専用地域とは、高さ 10m までは大丈夫な地域となっています。小規模な店舗、事務所、小中学校等が建てられるということです。
- 議 長 他に質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 5 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 5 番は承認いたします。
- 次に、審議番号 6 番について担当委員の説明を求めます。9 番窪山委員。
- 9 番挙手
- 議 長 9 番窪山委員。
- 9 番 (窪山委員) 審議番号 6 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。転用の目的は共同住宅（1 棟 8 戸）です。転用の理由は、申請地周辺は住環境がよいことから、共同住宅を建設するものです。契約は売買です。参考事項として、第一種住居地域です。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当しま

す。下水は、下水道に接続します。雨水は、水路に接続します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 審議番号 6 番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 6 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 6 番は承認といたします。
次に、審議番号 7 番について担当委員の説明を求めます。9 番窪山委員。
9 番挙手

議 長 9 番窪山委員。
9 番 (窪山委員) 審議番号 7 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。転用の目的は自己用住宅です。転用の理由は、現在、借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。契約は売買です。参考事項として、第一種住居地域です。先ほどの議案第 4 号の 2 と関連しています。共同住宅を建てる計画であったが、開発行為にあたり建築許可がおりないという事態となり、これにより、共同住宅の建築が困難となっていたところ、変更後の申請人が事業承継し、転用目的を自己用住宅に変更して申請することとなったものです。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当に該当します。下水は、下水道に接続します。雨水は、水路に接続します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 審議番号 7 番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 7 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 7 番は承認といたします。
次に、審議番号 8 番について担当委員の説明を求めます。7 番椿委員。
7 番挙手

議 長 7 番椿委員。
7 番 (椿委員) 審議番号 8 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。転用の目的は自己用住宅です。転用の理由は、現在、借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。契約は贈与です。譲受人と譲渡人は、義理の父子の間柄です。参考事項として、居宅 1 棟 107.31㎡、農地法の運用については、10ha 以上の一団の農地(集落接続)に該当に該当します。下水は、下水道に接続します。雨水は、近くの水路に接続します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
30 番 (星野委員) ありません。

議 長 審議番号 8 番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 8 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号 8 番は承認といたします。
次に、審議番号 9 番について担当委員の説明を求めます。7 番椿委員。
7 番挙手

議 長 7 番椿委員。

- 7 番 (椿委員) 審議番号 9 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。転用の目的は露天資材置き場です。転用の理由は、事業規模拡大に伴い、資材置き場が不足するため整備するものです。契約は売買です。新しく両筑橋が、架け変わる付近になります。申請地は地目が田であります、水が入らないので、水稻がつかれないということです。参考事項の農地法の運用については、10ha 以上の一団の農地(集落接続)に該当します。農地区分については、第一種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 9 番について質問や意見はありませんか。
- 10 番挙手
- 議 長 10 番長野委員。
- 10 番 (長野委員) この申請地は、窪地のように見受けられます。面積は、2 反程度ですが、地上げするような感じですか。
- 7 番 (椿委員) 県道田主丸線の新しく両筑橋の架け替え工事があっていて、その間の土地になりますが、一部地上げをしたいと思います。
- 10 番 (長野委員) 資材置き場ですので、現地は、資材が運搬できる状態ですか。
- 7 番 (椿委員) できます。
- 議 長 他に質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 9 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 9 番は承認といたします。
- 次に、審議番号 10 番について担当委員の説明を求めます。15 番永井委員。
- 15 番挙手
- 議 長 15 番永井委員。
- 15 番 (永井委員) 審議番号 10 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。転用の目的は露天駐車場及び作業所です。転用の理由は、既存駐車場では不足するため新たに整備し、併せて屋内作業ができる作業所を建築するものです。契約は売買です。参考事項の農地法の運用については、10ha 以上の一団の農地(集落接続)に該当します。下水は、下水道に接続します。雨水は東側に水路があるのでそちらに接続します。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 10 番について質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 10 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 10 番は承認といたします。
- 次に、審議番号 11 番について担当委員の説明を求めます。18 番林委員。
- 18 番挙手
- 議 長 18 番林委員。
- 18 番 (林委員) 審議番号 11 番について説明いたします。先月、同じように申請があつて、その時は、肥料販売までするということでした。歩道の改修をしないと、車両が寄り付けないのでその工事金額がかなり高額となるようです。よって、肥料を置くだけにしたということです。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。転用の目的及び転用の理由として、転用の目的は露天資材置き場です。転用の理由は、既存肥料置き場が手狭であるため、肥料置き場を整備するものです。契約は売買です。参考事項で、置いておく肥料最大 2,000ℓ、農地法の運用については、杷木支所から 300m 以内の農地に該当します。変更になったところは、歩道を切り下げる工事は、おそらく 100 万円程度かかるということで、肥料を置

くだけにするそうです。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

20番 (井手委員) ありません。

議長 審議番号11番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認いたします。

次に、審議番号12番について担当委員の説明を求めます。16番畑委員。

16番挙手

議長 16番畑委員。

16番 (畑委員) 審議番号12番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的及び転用の理由として、転用の目的は野球練習場です。譲受人は、少年野球の監督をされております。その練習場がなかなか借りれないということです。自分で土地を購入して整備するものです。参考事項の一体開発する土地2,115㎡と一緒に整備をするということです。周辺の農地の中に、野球のボールが入らないように、地上5mのネットフェンスを周りに囲ってつくるということで、周りの方の同意を得ております。農地法の運用につきましては、10ha以上の一団の農地(一体開発)に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

27番 (日野委員) ありません。

議長 審議番号12番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号12番は承認いたします。

23ページをお開き下さい。次に、議案第7号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番から6番については、推進機構への売り渡しとなります。また、審議番号7番については、推進機構からの買い入れとなります。以上1番から7番の案件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から7番を一括とし、質問や意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番から7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第7号は承認とし、市長に通知いたします。

25ページをお開きください。次に、議案第8号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。26ページまで4件ございます。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。

1番挙手

1番 (徳田委員) 審議番号1番を説明致します。申請人、申請土地は記載のとおりです。申請者の方が、この裏の方に●●●という会社がありましたが、倒産して、土地を購入しようと思ったら所有者不明となっています。代理人として申請してあります。農地の状況としましては、都市計画用途区域内(第1種住居地域)。第3種農地です。20年以上前から雑種地課税です。以上です。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認と致します。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長 9番窪山委員。

9番 (窪山委員) 審議番号2番を説明致します。申請人、申請土地は記載のとおりです。農地の状況としましては、都市計画用途区域内(第1種住居地域)で、第3種農地です。平成11年撮影の航空写真で駐車場用地になっていることを確認しています。20年以上経っています。非農地判断を求めるものです。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

32番 (大隅委員) ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認と致します。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。

4番挙手

議長 4番末石委員。

4番 (末石委員) 審議番号3番を説明致します。申請人、申請土地は記載のとおりです。農地の状況としましては、農用地区域外です。第1種農地(集落接続)です。これは、祠があって、平成7年撮影の航空写真でも祠があることを事実確認できています。私が、中学校くらいから祠は建っています。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

31番 (満生委員) ありません。

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

9番挙手

議長 9番窪山委員。

9番 (窪山委員) 確認ですけど、この祠は個人のものでしょうか。地域のものでしょうか。

4番 (末石委員) 現在この農地は、申請人所有となっております。祠は、若市区の所有です。これは、非農地ということにして、若市区の財産に登録をするということです。これまでは、個人名義でしか登記できなかったから今度は、非農地にして若市区の財産に登録をし直すと

いうことです。

議 長 他に質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認と致します。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。
18番挙手

議 長 18番林委員。
18番 （林委員）審議番号4番を説明致します。申請人、申請土地は記載のとおりです。農地の状況としましては、農用地区域外です。平成7年撮影の航空写真でも農作業場及び倉庫があることを事実確認できています。現地を見てみますと、大分県との県境に倉庫が建っておりまして、狭い農地の方は、焚物小屋が建っていたと近所の方が説明しておりました。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
20番 （井手委員）ありません。

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認と致します。27ページをお開き下さい。
次に、議案第9号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明。

議 長 次に、農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 （金子係長）はじめに、農地転用申請に至るまでのスケジュールをお示し致します。本日意見を伺った後に、7月末に、市の農業振興地域整備促進協議会を20名で構成しておりますが、そこで、審議を行いまして、福岡県との協議45日間の広告縦覧、異議申し立ての期間を設けまして、その後、県の同意を得て、農振除外が完了する運びとなります。このため、農地転用申請ができるのが、4か月後となりますので、よろしくお願い致します。それでは、28ページの朝倉市農地利用計画変更申し出一覧表をご覧ください。重要な変更ということで、農振除外案件が8件ございます。申し出者がすべて、所有者となります。番号①申し出者●●●●他3名さま、こちら共有となっております。申し出地は、持丸785番1、地目田、面積134㎡です。変更目的は、工場敷地の一部、変更理由としましては、カット野菜の敷地の一部として整理するものとなっております。場所につきましては、持丸北という交差点があり、秋月に抜けるところに元●●●●がありまして、小石原ダムの管理事務所があり、現在は、更地になっているところです。そこに、筑前町の会社●●●●さんというところが、来られまして、カット野菜工場をやるということで、その一部に農地がありますので、農振除外して、使いたいということで今回の申請が上がっております。続いて②になります。申し出者は●●●●●さま、申し出地金丸385番1、地目畑、面積が997㎡のうち366.44㎡、変更目的は一般住宅の建築、変更理由としまして、住宅用地として造成するもので

す。場所につきましては、金丸橋を渡りまして、金丸集落にはいりまして、金丸公民館の近くになっております。続いて③になります。申し出者は、●●●●さま、申し出地は、三奈木962—2、地目は田、面積は1,011㎡のうち827㎡です。変更目的は露天資材置場となりまして、変更理由は、土木資材置き場として整備するものです。場所につきましては下三奈木交差点ファミリーマートの東側に行ったところに、●●●●さんがありますが、そちらの方が、一部敷地を拡張するという事で申請が上がっております。敷地拡張になります。続いて④です。申し出者が●●●●さま、申し出地が黒川5093番と5094番と2筆あります。地目が畑です。合計面積が1,187㎡になります。変更目的が山林転用となり、変更理由は山林として管理するものです。場所につきましては、旧高木中学校跡地の少し北側になります。転用者は本人となっています。続いて⑤です。申し出者は●●●●さま、申し出地は宮野925番1、地目田、面積は1,000㎡のうち377㎡、変更目的と致しまして、一般住宅の建築です。変更の理由は、住宅用地として造成するものです。場所につきましては、国道386バイパスから南林寺に向かう中宮野公民館の集落のところとなります。転用者は本人となります。続いて29ページをお願い致します。⑥です。申し出者は、●●●●さま、申し出地は、宮野1819番2、地目は畑、面積は5.92㎡、変更目的は住宅用地の拡張、変更理由は既存住宅用地の敷地を拡張するものです。場所につきましては、朝倉の福岡銀行からセブンイレブンに抜ける細い道路がありますが、途中大きい木がある天満宮がありますが、その辺りになります。敷地の一部に農地が残っておりまして、整理して住宅用地の一部にするものです。譲受人が転用者となります。続いて⑦です。申し出者は●●●●さま、申し出地は、大庭1437番2、地目は畑、面積は489㎡、変更目的は、一般住宅の建築です。変更理由は、住宅用地として造成するものです。場所は、旧386号の久保鳥橋を渡りまして、左側に美容室があり、それを斜めに入り、大分自動車道ぐった先に集落がありますが、その近くに接した場所になります。転用者は譲受人です。続いて⑧です。申し出者は、●●●●様、申し出地は、杷木赤谷723番1、地目は田です。面積は771㎡、変更目的が竹炭製造作業場です。変更理由としまして、竹炭製造作業場の造成をするものです。場所的には、県道八女香春線、東峰村に抜ける手前になり、竹炭製造作業場の造成をするものです。これは、譲受人が農地転用を行うようになっています。いずれの案件も農用地区域の辺部（端の方）に位置しています。宅地や農振白地に接するものでありまして、農業の振興に与える影響は軽微である、支障がないと考えております。以上が農振除外案件となります。

続きまして、30ページになります。こちらが、農振除外となりまして、用途区分の変更となります。農用地区域からの除外ではなくて、農用地区域の中が、大きく二つに分かれており、農用地区域として分けるパターン、農振農用地に分けるパターンとなります。農振農用地農業用施設として使いたいということで、申し出があっております。これは、除外とはなりません。農業振興するうえで必要となる農業用施設となりますので、軽微な変更位置付けられております。読み上げさせていただきます。申し出者は●●●●さま、申し出地は、黒川858番1、地目が畑、面積が397㎡のうち、275㎡、変更目的として農業用倉庫、変更理由として農業用倉庫及び機械格納庫として利用するものです。転用者は本人となっております。以上が今回のご意見を伺う案件となっております。よろしくお願い致します。

議長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

議長 ちょっと質問します。番号③三奈木の●●さんについてですが、ここは、もともと事情があって、本当は建設業の方が入ってはいけないところですが、実際資材を置いています。ここは、基本的に違反転用地で、なぜこのようにするんですか。それも現況、雑種地になっています。これもおかしくないですか。そういうことで、できるんですか。

農業振興課 （金子係長）現況の雑種地については、固定資産税の方の課税で出させてもらっています。

課税地目と考えてもらおうとよろしいかと思います。実際見た現況ではなくて、税務課の方が確認した土地を記載した土地になっています。敷地拡張として、この分を転用としてあげていくんですが、かなり大きく造成されているところがあったので、最初に整備して頂いて一部を拡張という形で、他のところはきれいに戻して、最小限のところを使って頂いて整理をして頂こうと思っております。以上です。

議長 現在置いているところを整地するんですか。一回農地に戻すのですか。今いっぱい置いてある。

農業振興課（金子係長）戻すのではなくて、使うところ以外を整地（戻し）します。

議長 結構ありますよ。2反くらいありますよ。

農業振興課（金子係長）はい。2反くらいです。そういう話です。

議長 それを、農地に戻すのですか。

農業振興課（金子係長）農地に戻します。

議長 農地に戻した後、いずれは、転用するのですか。

農業振興課（金子係長）また。

9番（窪山委員）それを誰が確認するのですか。

議長 ここは、基本、違反転用ですね。

農業振興課（金子係長）そうです。

議長 827㎡分すべて、一応、片付けて戻す必要がありますね。

農業振興課（金子係長）おっしゃる通りです。

議長 機械を置いたまま転用するんですか。

農業振興課（金子係長）いま、整備をしてとはお話をしております。どの辺まで整備して、始末書案件とか整理をしています。

議長 始末書案件で出すのですか。

農業振興課（金子係長）始末書案件で出します。

議長 それは、おかしいのではないですか。始末書を出せばそれで終わりになる。これは、私が農業委員になる前から置いてあった。資材を置いてあるのはかなり古いです。自分が農業委員になって、この方が一回、転用を出したが、違反転用であるので認められなかった。いっぺん片付けて下さいとなって、やめた経過がある。そうでしょう。よく知っているでしょう。やめたなら、それを理由に通していく必要があるのではないのでしょうか。ずっと、置きっぱなしで、やったもん勝ちではないのでしょうか。そうなりますよね。それはおかしいのではないですか。片付けさせるなら、全部片づけさせる必要があるのではないのでしょうか。建物自体が用途区分の変更で、本当は、この方が入っては、いけない地域なのではないのでしょうか。農用地の農業用施設であったところですよ。勝手に入ってきている状況です。勝手に資材を置いています。今度は、敷地拡張で、始末書案件は、おかしいと思います。いかがですか。

農業振興課（金子係長）おっしゃる通りであるんですが、今までの経緯がありまして、今まで使ってきた経緯もありますので整理しないといけない案件です。

議長 そうなれば、したもん勝ちになりますよね。●●地区にもこのようなことが、ありましたよね。花をつくると言って、産廃が入って揉めた経緯がある。同じ理屈ですよ。隣の田んぼに違反転用があって、いずれまた敷地拡張するとなっているので、非常におかしいのではないのでしょうか。と思いますが。

農業振興課（金子係長）おっしゃる通りでございまして、既存で長く使ってあって、時間が経過している。他のところに広がらない形で。

議長 したもん勝ちで、始末書添付でOKとなるのはおかしいのではないですか。今度これが、転用で上がってきますよね。敷地拡張で。農業委員会として認めませんとなりますよ。それで

いいのですか。違反転用、始末書添付で、委員が賛成するのでしょうか。

農業振興課（金子係長）協議が足りなかったかもしれないですけど、申し訳ございません。前もって協議をすればよかったですが。

議 長 違反転用ということは知っていたんでしょう。

農業振興課（金子係長）それは、知っていました。協議案件ということで、承知しておりました。

9 番 （窪山委員）結局こういう場合、●●地区でありましたが、元に戻さないと、次に進めませんよという段取りに、基本なりますよね。元に戻さないと、次に進めませんよ。ということですよ。徹底していないので、このようになっています。その時の監視のやり方なり、したかどうかの確認の段取りができないまま、ずれずれで進んでいる。その状態が一番悪い。その形を今から変えていく必要があると思います。確実に元に戻させる段取りが必要です。

議 長 出すなら出すで、検討していく必要がある。やったもん勝ちではだめ。指導としては、いっぺん元に戻していくのが普通でしょう。最低限ではいけない。何も整備していない。置いているところだけでしょう。いっぺん他のところに機械を置いて、整備をさせる必要がある。そうしないとおかしいでしょう。他に土地を借りて、とにかく、この申請をするまでには、整備して、申請してもらう必要がある。始末書をだせばいいと思っている。

1 番 （徳田委員）30ページですが、板屋の方が、どうして黒川に倉庫をたてるのですか。

農業振興課（金子係長）土地は黒川にあり、元々黒川にお住まいでありました。今は、災害にあわれて板屋に住んでいます。

議 長 協議会が、あるんでしょ。

農業振興課（金子係長）7月31日に開催されます。

議 長 他に質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、議案第9号について、賛成の方の挙手を求めます。

議 長 賛成多数とは言い難いですが、どうしましょう。この件は7月31日に農業振興地域協議会で別なメンバーで、「本当に除外しますか」という協議がなされます。そこで、とおれば、数か月後、農業委員会で転用申請が上がり議案として、審議するようになります。どうしますか。

議 長 農振協議会で、今度の幹事長の方が、メンバーになりますので、この件は知っておられるので、十分に協議をしていただくということで、この場は不本意ながら承認ということによろしいですか。意見を求められているので、それしかない。

全委員 了承。

議 長 ここで、暫時休憩いたします。そのまま、お待ちください。

16時41分休憩

16時45分再開

議 長 31ページをお開き下さい。次に、議案第10号「朝倉市農地利用最適化推進委員の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。32ページに、1番から19番まで候補者を掲載させて頂いております。農地利用最適化推進委員の任期は、令和6年7月20日から令和9年7月1

9日までの3年間です。また、農地利用最適化推進委員となることができないものとして、①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者、③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員、④暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、⑤暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、これらに該当する者は除くとされており、該当者はありませんでしたので、19名全員、資格要件は満たしております。

農地利用最適化推進委員につきましては、認定農業者要件や、農地の耕作面積要件、農業従事日数の要件はありません。なお、会長、副会長、農林商工部長、農業振興課課長、農業委員会事務局長により構成される選考委員の皆さまには、農地利用最適化推進委員候補者19名全員を承認いただき、今回の定例会に議題として諮ることです承を得ております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。朝倉市農地利用最適化推進委員の候補者につきましては、次の32ページに19名の名簿を添付しております。また、利害関係のある事案の場合、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づき、除外することとなります。審議につきましては、まず、審議番号1番から審議番号10番までを審議致します。

議 長 審議番号1番から10番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番から10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番から10番は承認いたします。

議 長 これからの審議番号11、12、13番については、「農業委員会等に関する法律第31条第1項(議事参与の制限)」となります。

議 長 審議番号11番は、38番鬼塚委員が関係いたしますので、審議が終わるまで鬼塚委員には、退室をお願いいたします。

(38番鬼塚委員退室)

議 長 それでは、審議番号11番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認いたします。審議が終わりましたので、38番鬼塚委員の入室をお願いします。

(38番鬼塚委員入室)

議 長 次に、審議番号12番は、23番篠原委員が関係いたしますので審議が終わるまで篠原委員には、退室をお願いいたします。

(23番篠原委員退室)

議 長 次に、審議番号12番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は承認いたします。

議 長 審議が終わりましたので、23番篠原委員の入室をお願いします。

(23番篠原委員入室)

議 長 次に、審議番号13番は、35番高良委員が関係いたしますので審議が終わるまで高良委員には、退室をお願いいたします。

(35番高良委員退室)

議 長 審議番号13番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号13番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号13番は承認いたします。

議 長 審議が終わりましたので、３５番高良委員の入室をお願いします。
（３５番高良委員入室）
議 長 続いて、審議番号１４番から１９番について質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
議 長 なければ、審議番号１４番から１９番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号１４番から１９番は承認いたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

（会議終了時刻 １６：５３）